

第56回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成28年6月7日（火） 13時00分～13時42分

場 所 広島大学学士会館レセプションホール

出席者 学外委員：岡谷、北島、國井、郷、間田の各委員
学内委員：越智、宮谷、相田、佐藤、吉田、高田、平川、片山の各委員

欠席者 学外委員：有本委員、ギナンジャール委員、白石委員、佃委員

列席者 江坂副学長、西谷副学長、木原副学長、寺本副学長、神谷副学長、野上監事、高橋監事、竹内学長補佐、畠尾学長特命補佐、土肥学長特命補佐、原部長、盛井部長、高谷副理事、太田副理事、松尾部長、青山副理事、岡本副理事、山内副理事、相原副理事、渡邊部長、高橋副理事、三分一副理事、山脇副理事、大高所長、大淵部長、須崎部長、眞田部長、吉岡部長、下田部長、河村学長室長、三井法学部長、千田経済学部長、高野薬学部長、岩永総合科学研究科長、久保田文学研究科長、瀧社会科学研究科長、樋理学研究科長、山田先端物質科学研究科長、安井医歯薬保健学研究院長、片岡医歯薬保健学研究院副研究院長（代理）、佐野工学研究院長、吉村生物圏科学研究科長、秋野法務研究科長、松浦原爆放射線医科学研究所長、坂越人事委員会委員長、中坂女性研究活動委員長、市川未来戦略会議委員

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

（議事1）

● 平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書等について

（越智学長提案、片山理事（財務・総務担当）説明、別紙1）

◇ 国立大学法人は、国立大学法人法第31条の2の規定に基づき、中期目標期間の最後の事業年度終了後、当該事業年度における業務の実績及び中期目標期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。この評価を受けるときは、当該事業年度の終了後3ヶ月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、国立大学法人評価委員会に提出する必要があり、組織及び運営の状況について行う自己点検・評価に関する事項は、経営協議会において審議することとなっている。各組織において、年度計画及び中期目標の実施状況について点検・評価を行い、その結果をもとに各理事室で年度計画及び中期目標ごとの実施状況を取りまとめ、また、本学評価委員会の全学的な観点からの意見を踏まえ「平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務に関する報告書（案）」及び「中期目標の達成状況報告書（案）」のとおり作成した。

なお、教育及び研究の状況については、教育研究評議会で審議し、役員会の議を経て決定することとしている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、教育研究評議会での所掌事項と併せて、役員会へ付議することとした。

なお、学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・グローバル化時代に国際的なマインドを持った人材の育成について

(議事2)

● 平成27年度決算及び決算確定に伴う平成28年度補正予算について

(越智学長提案、片山理事（財務・総務担当）説明、別紙2)

◇ 平成27年度決算については、会計監査人及び監事から監査報告書の提出を受け、「平成27年度決算報告書」のとおり確定したので、国立大学法人法第20条第4項第4号の規定に基づき審議したい。

また、確定した収入支出決算残額については、平成28年度予算として配分することになり、平成28年3月24日開催の経営協議会及び役員会で承認された平成28年度当初予算を補正したい。

以上の提案・説明に引き続き、野上監事から、平成27事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

なお、学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・病院の収益について

(議事3)

● 平成29年度概算要求事項について

(越智学長提案、片山理事（財務・総務担当）説明、別紙3)

◇ 本学は、第3期中期目標期間における機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みのうち、重点支援③を選択している。

機能強化経費（機能強化促進分）は、平成28年度概算要求と同様、10件の取組を継続要求するほか、死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）による法医学に係る教育及び研究の拠点整備施策に対する取組として新規事業1件を加え、11件の取組を要求する。

機能強化経費（共通政策課題分）は、全国共同利用・共同実施分（4件）、教育関係共同実施分（3件）及び資料の保存・修復等分（2件）を要求する。そのうち、平成28年度末で学校教育法施行規則による教育関係共同利用拠点の文部科学大臣の認定期間が終了する2拠点（練習船豊潮丸、水産実験所竹原ステーション）は再認定の手続き中であり、これらは新規事業として教育関係共同実施分を要求する。

基盤的設備等整備分は、教育設備2件、研究設備6件の計8件を概算要求する。

施設整備費補助金においては、建物改修、基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備の16件を概算要求する。

平成29年度概算要求事項については、今後の文部科学省への事前相談の感触等を勘案し、要求事項及び順位の最終決定は学長が行い、文部科学省へ概算要求する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・機能強化経費について
- ・学術院と概算要求との関係について

(議事4)

● 平成28年6月期役員の期末手当の支給額について

(越智学長提案、片山理事（財務・総務担当）説明、別紙4)

◇ 学長及び監事（常勤に限る。）に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定において、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額とすることとなっている。以前の経営協議会で、役員の期末手当、退職手当の増減を行うことについて検討するよう指摘があり、現在、検討しているが、

例えば、誰が評価するか、どの期間について評価するか、既存の評価結果をどのように活用するかなどの課題について、具体的な方策を次回の経営協議会に付議したいと考えている。そのため、今回の6月期における学長及び監事に支給する期末手当については、増額又は減額を行わないこととしたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 大学機関別認証評価自己評価書について

(片岡理事（財務・総務担当）報告、資料1)

◇ 大学は、学校教育法第109条第2項に基づき、教育研究、組織運営等の状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることとされており、本学においても、認証評価機関である「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」の大学機関別認証評価を本年度受審するため、資料1のとおり認証評価自己評価書（案）を作成した旨報告があった。

(特に質疑応答なし)

以上